平成２８年（フ）第４０号
香川県高松市高松町2147番地13　ラ・フェンテ206号
債務者　岡崎ひとみ（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９号
福岡県大牟田市大字久福木774番地１　県営住宅久福木団地１棟204号　奥苑方
債務者　伊藤真由美
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第１２号
福岡県大牟田市浜田町14番地１
債務者　德永　貴子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第４号
岐阜市瑞雲町５丁目21番地
債務者　増村　千穂
1　決定年月日時　平成28年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５０号
岐阜市西鶉６丁目23番地（エステート23 406号室）、前住所岐阜県羽島市正木町大浦1357番地
債務者　岩越　恵美（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成28年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４５号
釧路市愛国西１丁目31番16号
債務者　高橋　弘美
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２４１号
北海道上川郡東川町西町１丁目２番７号
債務者　石川幸三津
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４２号
北海道上川郡東川町西町１丁目２番７号
債務者　石川ひろ子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６０号
静岡県浜松市中区城北２丁目15番16号
債務者　金井　敦子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第７７８号
大阪府吹田市垂水町３丁目９番508号
債務者　島嵜　道代
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７７９号
大阪府吹田市垂水町３丁目９番508号
債務者　島嵜　大地
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７９２号
大阪市東住吉区湯里５丁目13番７－313号
債務者　上田　信行
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８０９号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目１番18号シャルム東洋405号
債務者　小島　直子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９１号
静岡市駿河区東新田５丁目４番１－104号
債務者　白鳥　晴子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１６号
静岡市清水区押切2142番地　ラ・ジェンヌＣ棟201
債務者　中村　清美（旧姓穴井）
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４４号
愛知県蒲郡市松原町12番５号
債務者　広瀬　和夫
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前11時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部